

平成29年 No.34

○国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

栄誉賞を受ける者の対象を広げるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 7 月 5 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 7 月 6 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第24号

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程（平成25年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程の一部改正について

改正理由：栄誉賞を受ける者の対象を広げるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (栄誉賞を受ける者) 第2条 学長は、学外者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、栄誉賞としてこれを表彰する。 (1) 本学が行う教育研究活動及びその他業務に関し、特に貢献した者 (2) <u>本学の卒業生で各界において顕著な功績を挙げ、本学の名誉を高めた者</u> (3) <u>その他本学に多大な貢献をしたと認められる者</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年7月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (栄誉賞を受ける者) 第2条 学長は、学外者が次の各号の<u>1</u>に該当する場合は、栄誉賞としてこれを表彰する。 (1) 本学が行う教育研究活動及びその他業務に関し、特に貢献した者 (2) <u>その他本学に多大な貢献をしたと認められる者</u> 〔省略〕